

地域間経済連携協定におけるサービス貿易章の内容

1. 環太平洋パートナーシップ（TPP）の輪郭（2011年11月12日）

<重要な特徴>

- 包括的な市場アクセス：我々の労働者とビジネスにとっての新しい機会及び我々の消費者にとっての即時の利益を創出するために、関税並びに物品・サービスの貿易及び投資に対するその他の障壁を撤廃する。
(中略)
- 新たな貿易課題：デジタル経済やグリーン・テクノロジーに関連するものを含む革新的な製品及びサービスの貿易及び投資を促進し、TPP地域を通じた競争的なビジネス環境を確保する。
- 「生きている」協定：将来生じる貿易の課題及び新規参加国に伴う協定の拡大から生じる新しい課題に対応するために、協定の適切な更新を可能とする。

<条文案>

○ 越境サービス：

TPP参加国は、越境サービスの条文案について核となる要素のほとんどについて合意した。この合意は、公共の利益のために政府が規制する権利を維持しつつ、電子的に提供されるサービスや中小企業によるサービスを含む、サービス貿易について公正で開放的な透明性のある市場を確保するための基礎となる。

2. 日中韓FTA産学官共同研究の報告（2011年12月16日）

サービス貿易の障壁の削減が三か国全てに対して経済的にプラスの影響を与えることに鑑み、本共同研究は、中国、日本及び韓国が日中韓FTAを締結することによって協力を強化し、三か国間のサービス貿易を促進することを勧告する。

中国、日本及び韓国間のサービス貿易が非常に大きな成長可能性を有するとの観点から、また、日中韓FTAを21世紀型の経済連携協定のモデルとし、三か国間の協力の強固な基礎とすることの重要性に鑑み、共同研究委員会は、国籍に基づく無差別待遇に関する実質的な規定を将来の日中韓FTAに含めることが、三か国の経済的利益になるという見解を共有した。

また、日中韓FTAの文脈におけるサービス貿易は、それぞれの当事国の特にセンシティブな分野に然るべく配慮しつつ、輸出業者への追加的な費用の賦課及び競争障壁といった現存する貿易障壁を取り除くような方法で交渉されるべきであることも提言された。

将来の日中韓 F T A における各国の約束及びルールは G A T S を超えるものであるべきである。日中韓 F T A の範囲は、広範なサービス分野及びサービス提供モードをカバーし、可能な限り包括的でなければならない。

約束の方式に関しては、共同研究委員会は徹底的に議論を行い、様々な種類の手法によって獲得し得る潜在的利益に関する意見交換を十分に行った。

日本と韓国は、現行の措置の透明性を高め法的予見性を確保することを通じて産業界によるパートナーへの投資のインセンティブを創出するため、ラチェット条項を備えたネガティブ・リスト方式がサービス貿易の自由化にとってより好ましいことを提言する。

さらに、協定を可能な限り利用しやすいものとするために、日本と韓国は、三か国が投資章に関しネガティブ・リスト方式で約束するという前提の下、サービス貿易と投資の統一の留保表を作成することが重要であると提言する。

中国は、三か国間で経済構造、発展段階及びサービス貿易の監督体制に実質的な違いがあることに鑑み、将来の日中韓 F T A にはポジティブ・リスト方式がより適切と考えられると提言する。さらに、中国は、サービス分野の更なる自由化の共通の基盤として役立ち得るという理由で、G A T S 方式を将来の日中韓 F T A のひな形とすることが好ましいと指摘する。

さらに、日本と韓国はサービス貿易章をビジネスの基盤として強化するために、電気通信・I C T 及び金融サービスの独立章又は附属書を採用することを提言する。特に、技術の進歩によってめざましい発展を遂げた電気通信・I C T 分野の効率的なルールを作ることが、21世紀のサービス貿易を促進するために極めて重要である。中国は、自然人の移動は三か国間の貿易と投資をさらに促進する触媒としての役割を果たすという理由で、自然人の移動に関する独立章が人材及びサービス提供者の移動をさらに促進するための追加的約束を行うために不可欠であると提言する。

また、将来の地域の経済成長から生じる変化やニーズに三か国が対応できるようにするため日中韓 F T A がビルトインによる発展的なメカニズムを備えることも非常に重要である。この点において、共同研究委員会は、更なる自由化のためのビルトインの見直しプロセス及び三か国間で平等に、自由化の進展を共有するためのメカニズムを含むことの重要性を認識した。

3. 東アジア地域包括的経済連携 (RCEP) の基本指針及び目的 (2012 年 8 月 30 日)

RCEP は、包括的でかつ質が高く、また、RCEP 参加国の間でのサービス貿易に関する制限及び／又は差別的な措置を実質的に撤廃する。

RCEP の下でのサービス貿易に関する規則及び義務は、サービスの貿易に関する一般協定 (GATS) に整合的であり、GATS 及び ASEAN+1FTA における RCEP 参加国の約束を基礎として自由化約束の達成を目指す。全ての分野と提供形態が交渉の対象となる。